

社会福祉法人奥州市社会福祉協議会
居宅介護事業所運営規程

(沿革) 平成21年3月19日 制定
平成23年12月20日 第1次一部改正
平成25年3月26日 第2次一部改正
平成30年3月9日 第3次一部改正
令和6年2月14日 第4次一部改正

(目的)

第1条 社会福祉法人奥州市社会福祉協議会が開設する居宅介護事業所（以下「事業所」という。）が行う、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び同行援護（以下「居宅介護等」という。）の適正な運営を確保するために、事業所の人員及び管理運営に関し必要な事項を定め、障害者等に対し、適正な居宅介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員（以下「職員」という。）は、この事業所を利用する者（以下「利用者」という。）の心身の特性を踏まえて、居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、外出介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、保健・医療・福祉サービスを提供する事業者等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止及び感染症発生・まん延防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 奥州市社協ヘルパーサービス「げんき」
- (2) 所在地 奥州市水沢南町5番12号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
管理者は、事業所に勤務する職員の服務及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 5人以上
サービス提供責任者は、事業所に対する、居宅介護等の利用の申し込みに係る調整、職員に対する技術指導、居宅介護計画の作成等を行うとともに自らも居宅介護等の提供にあたるものとする。
- (3) 訪問介護員 2人以上
訪問介護員は、居宅援助員に対する技術指導、連絡調整及び居宅介護等の提供にあたる。
- (4) 居宅援助員 30人以上
居宅援助員は、居宅介護等の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 天災その他やむを得ず、業務を遂行できない日を除き、毎日とする。
- (2) 営業時間 午前7時から午後9時までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護等の内容)

第6条 居宅介護等の内容は次のとおりとする。

- (1) 居宅介護
 - ア 身体介護
 - イ 家事援助等
- (2) 重度訪問介護
- (3) 行動援護
- (4) 同行援護

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、奥州市及び金ヶ崎町とする。

(利用料等)

第8条 事業者は、居宅介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該居宅介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- 2 前条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護等に要した費用として、その交通費の実費の支払いを受けることができるものとする。それに要した費用として、奥州市境界から1キロメートルにつき20円の支払いを利用者から受ける。
- 3 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに関する同意を得るものとする。

(緊急時における対応方法)

第9条 職員は、居宅介護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(個人情報の保護)

第10条 事業所は、利用者の個人情報について、事業所でのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の了解を得るものとする。

(虐待の防止)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識、技術の向上に努める。
- (2) 個別支援計画の作成等、適切な支援の実施に努める。
- (3) 職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整備し、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努める。
- (4) 虐待等の発見時には、行政及び関係機関へ通報を行う。
- (5) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (6) 前5号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(苦情処理)

第12条 管理者は、提供した居宅介護等に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及びその家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに関係市町村、利用者の家族、指定障害福祉サービス事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行うものとする。

- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

2 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

(感染症の発生・まん延の防止)

第15条 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(身体拘束等の禁止)

第16条 事業所は、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。

2 前項の規定による身体拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体拘束等の態様及び目的、身体拘束等を行う時間、期間等の説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができる。

3 前各項の規定による身体拘束等を行う場合には、職員等により検討会議等を行う。また、経過観察記録を整備する。

4 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(職場におけるハラスメントの防止)

第17条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対しサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他の運営についての留意事項)

第19条 事業者は、職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守するものとする。職員でなくなった後も、また、同様とする。

3 この規程に定める事項のほか、この事業所の運営に関する重要事項は会長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年3月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年2月14日から施行する。